

公募型プロポーザル実施の公示

2023年11月24日

一般財団法人関西観光本部

次のとおり、公募型プロポーザルの企画提案書の提出を招請します。

1. 事業概要

(1) 事業の名称

令和5年度訪日外国人旅行者周遊促進事業(広域周遊観光促進事業)
「万博プラス関西観光」推進計画「万博プラス関西観光」商品造成事業のうちの海外展示会・
商談会旅行博での海外旅行会社との商談等(東南アジア)の事業

(2) 事業の目的

2025年の大阪・関西万博は、関西の観光事業にとってまさに千載一遇のチャンスであり、その機会を逃さないためにも、万博来場者を関西各地域への観光に誘うための具体的な取り組みが必要である。関西観光本部(以下、「当本部」という)では、2023年から2025年までの3ヶ年において、2府8県の関係者とともに新しい推進体制を設立し「万博プラス関西観光」推進事業として、万博をテーマとした新しい旅行商品・コンテンツの造成やプロモーション、関西各地の魅力や文化等も含めた情報発信を一体的に行うとともに、関西の観光情報や安心安全情報を一元的に提供する情報基盤の整備を推進していく。

そこで本事業では、「万博プラス関西観光」商品造成事業のうちの滞在コンテンツ造成事業において造成した旅行商品や万博来場者を地域へ誘うコンテンツ(以下、「万博関連コンテンツ等」という)について、海外展示会・商談会での海外旅行会社との商談を通じて販路開拓や旅行商品化を図る。

(3) 事業の概要

- ① 海外商談会(バンコク)に参加する
 - ② バンコク、シンガポールにおいてセールスコールを実施する
- ※詳細については、添付の募集要領・仕様書に記載

(4) 委託金額の上限

4,140,000円(消費税及び地方消費税の額を含む)

2. 参加資格要件

- (1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する「暴力団」に該当しないほか、第32条第1項各号に掲げる者に該当しないこと。
- (3) 過去に本事業と同規模又は同趣旨の事業の実績があること。

3. 手続等

(1) 担当部局

〒530-0005 大阪市北区中之島2丁目2番2号 大阪中之島ビル7階
一般財団法人関西観光本部 プロモーション部 担当 山田
メールアドレス: ktb-promotion@kansai.or.jp

(2) 応募期間、及び応募方法

ア 応募期間: 2023年11月24日(金)~12月7日(木)17:00

イ 応募方法: 全書類を下記URLよりダウンロードし、応募書類は電子メールにて上記(1)に提出のこと。

募集要領 <https://kansai.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2023/11/募集要項-2.pdf>

仕様書 <https://kansai.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2023/11/仕様書-5.pdf>

評価要領 <https://kansai.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2023/11/評価要領-5.pdf>

評価基準 <https://kansai.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2023/11/評価基準-6.pdf>

様式 https://kansai.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2023/11/6_様式1~5提案書式-3.docx

※応募申込書は上記期限内の到着分を有効とする。

(3) 企画提案書等の提出期限、提出先及び方法

2023年12月7日(木)17:00までに電子メールにて提出のこと。

提出先は上記(1)に同じ。募集要領に基づき正本(社名あり)・副本(社名なし)を提出のこと。

※上記提出期限は、データ送付期限を指す。

※別途郵送にて、正本(社名あり)1部・副本(社名なし)5部を提出のこと。

※郵送分は上記日付の消印有効とする。

(4) 質疑の受付期間

2023年12月1日(金)17:00で ※メールでのみ受付

質疑のあった事業者への直接回答、並びに当本部 HP にて順次全て掲載し、閲覧に供する。

閲覧場所 URL: <https://kansai.or.jp/notice.html>

(5) 説明会の日時及び場所等

説明会は行わない。

(6) 企画提案に関するプレゼンテーションの日時

文書審査のみとし、プレゼンテーションは行わない。

4. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 : 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 : 上記3.(1)に同じ。

(3) 企画提案書等の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。

(4) 選定委員会に提出された提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。

(5) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効とする。

(6) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。

(7) 企画競争の実施結果として、以下の項目について、特定通知後速やかに公表し、公表の翌日から1年間は公表することとする。

①相手方を決定した日

②候補者の名称

③評価基準

④参加者名称(候補者を含む)

⑤審査結果(評価項目ごとの選定委員の評価点の合計)

※参加者(候補者を含む)の名称は五十音順で表記し、審査結果は総合点の点数順で表記する。

※参加者が2者の場合、次点者の得点は公表しない。

※審査結果は、参加者の名称が特定されないように記載する。

(8) 事業の詳細は募集要領による。

以上